

確定申告書作成会場開設日

◎会場：役場 4階大会議室

		午前の部 8時30分～11時	午後の部 1時～3時30分
2/16	(木)	白 沢	白沢・桜屋
2/17	(金)	太 田	太田・岩清水
2/20	(月)	室 岡	室岡・舘前
2/21	(火)	和 味	南矢幅3区
2/22	(水)	南矢幅4区	南矢幅4区・6区
2/24	(金)	南矢幅2区	下 北
2/27	(月)	矢巾2区	煙山・下赤林
2/28	(火)	矢巾1区	広宮沢1区・城内
3/1	(水)	新田1区・2区	
3/2	(木)	南煙山	広宮沢2区・南矢幅7区
3/3	(金)	南 昌	矢 次
3/6	(月)	上赤林・南矢幅5区	流通センター
3/7	(火)	土 橋	南矢幅1区
3/8	(水)	間野々	矢巾3区
3/9	(木)	西徳田2区	東徳田1区
3/10	(金)	西徳田1区	東徳田2区
3/13	(月)	藤 沢	
3/14	(火)	高田3区	北郡山
3/15	(水)	高田2区	高田1区

◆所得税の申告をする方で平日の来場が困難な方は、2月19日(日)・2月26日(日)にアイーナ会場を利用してください。

盛岡税務署「アイーナ会場」

盛岡税務署では、令和4年分の所得税・贈与税・消費税・地方消費税の申告書作成会場を盛岡駅西口アイーナ7階に開設します。盛岡税務署内には開設しておりませんのでご注意ください。

◆期間 2月16日(木)から3月15日(水)まで
※土・日、祝日を除く。ただし、2月19日(日)と2月26日(日)に限り開設します。

◆時間 午前9時から午後4時まで

「障害者控除対象者認定書」おむつ代医療費控除「確認書」の発行について

①「障害者控除対象者認定書」の発行

障害者手帳を持っていないくても、介護保険の要介護認定を受けていて一定の基準に該当する方は、申請により町発行の「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます(基準について詳しくはお問い合わせください)。

②おむつ代の医療費控除「確認書」の発行

(1)～(3)の要件をすべて満たす方は、申請により、医師の発行する「おむつ使用証明書」の代わりに提出できる、町の「確認書」の交付を受けることができます。

(1) おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降
(2) 要介護認定を受けている
(3) 要介護認定の際に使用した主治医の意見書により、寝たきり状態で尿失禁の可能性があること認められている

①・②の発行・問い合わせ

介護保険被保険者証をお持ちの上、役場健康長寿課長寿支援係(さわやかハウス内 ☎611-2830)でお手続きください。

▼問い合わせ 確定申告について詳しくは、盛岡税務署(☎622-6141)、役場税務課賦課係(☎611-2522)まで。

または、国税庁ホームページ(QRコード)をご覧ください。



◆確定申告とは？
所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までに得たすべての所得と、それに対する税額を計算して翌年3月15日までに所轄の税務署に申告することです。
また、あらかじめ所得税を源泉徴収という形で納めている場合や、予定納税という形で前払いしている場合もあり、確定申告には所得税の精算手続きという意味合いもあります。
町で受け付ける確定申告は「所得税の還付申告」、「所得税を納める申告」、「住民税の申告」の3つに大きく分けられます。
「所得税の還付申告」については確定申告の義務はありませんが「所得税を納める申告」は必ず確定申告をする必要があります。申告をしなかったり、期限を過ぎて申告をする、延滞税や加算税が科せられます。また「住民税の申告」をしないと、所得税証明が発行できないほか、国民健康保険税の軽減や各種の減免、給付金などが受けられないなどの不利益があります。必ず期限内に、正しく申告をしましょう。

◆確定申告が必要な方は？
次の事項に該当する方は、所得税の確定申告が必要です。
① 事業所得(営業・農業など)や、不動産所得がある方
② 給与所得があり、次の事項に該当する方
(a) 給与収入金額が2千万円を超える
(b) 給与のほかに収入がある
(c) 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしていない給与がある
(d) 年の途中で退職したなどの理由で年末調整をしていない
③ 公的年金等の収入のほかに所得がある方
※公的年金等の収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告を要さないこととされていますが、住民税の申告が必要となる場合があります。
また、源泉所得税の還付を受ける場合なども、申告が必要です。詳しくは、申告会場でお問い合わせください。

◆確定申告に必要なものは？
① 所得を証明する書類
(a) 事業所得(営業・農業等)や不動産所得がある方：収支内訳書とその根拠となる帳簿・売上明細・領収書などの事業の収支を明らかにする書類
(b) 給与所得、公的年金などの収入、退職所得がある方：源泉徴収票
(c) 個人年金収入がある方：支払金額・必要経費・源泉徴収税額が分かるお知らせなど
(d) 原稿料や講演料などを受け取った方：その支払調書などと必要経費の領収書
(e) 満期保険金などを受け取った方：総合課税対象額が記載された支払明細書など
(f) その他所得が分かる支払明細などを証明する書類
② 控除を申告する項目の支払いなどを証明する書類
(a) 社会保険料(国民年金や任意継続、国保など)の領収書
(b) 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの支払証明書
(c) 障害者控除を申告する場合、障害者手帳や障害者控除対象者認定書
(d) 住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)を新規に申告する場合、別途お問い合わせください。
2年目以降の場合、令和4年分住宅借入金等特別控除申告書、住宅取得資金に係る年末残高等証明書
(e) 医療費控除を申告する場合、「医療費の明細書」の提出が必要となります。領収書の提出では受け付けできません。令和元年分以前の申告についても、同様となります。
支払いと給付の領収書を集計のうえ、明細書を作成し持参してください。また、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合(通常の医療費控除との選択適用)は、「セルフメディケーション税制の明細書」の提出が必要です。令和2年分以前の申告については明細書に加え、「一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類」の提出が必要となります。※明細書の用紙は、国税庁ホームページからダウンロードするか、役場1階税務課賦課係の窓口で取得することができます。
(f) 寄附金控除を申告する場合、寄附した自治体、団体などから交付を受けた寄附金の受領証など

③ はんこ(スタンプ印は不可)
④ 申告者名義の金融機関の通帳と通帳印
⑤ 税務署から送付された申告書や所得計算用紙、はがきなど
⑥ 過去2～3年の間に申告した方は、その収支内訳書と申告書の控え
⑦ 申告者のマイナンバーカードおよび本人確認書類(詳細は7ページ)